

新型コロナワクチンの接種について

令和3年2月12日

新型コロナワクチン
接種実施本部

1 概要

(1) 国等の動向

予防接種法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種が、臨時接種の特例として設けられ、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとされたもの。

なお、当該ワクチン接種実施に際し、国での全額負担となるため、個人負担は生じない。

(2) 承認予定のワクチン等

ア 各ワクチンの取扱い

ワクチン区分	備 考	承認申請	承認目標
ファイザー社	21日間隔で2回接種 -75°C±15°Cでの搬送・保管が必要	令和2年12月	令和3年2月
アストラゼネカ社	28日間隔で2回接種 2~8°Cでの搬送・保管が必要	令和3年2月	
武田／モデルナ社	28日間隔で2回接種 -20°C±5°Cでの搬送・保管が必要	未申請	令和3年5月 (社の目標目途)

イ 超低温冷凍庫（ディープフリーザー）の配備

承認が見込まれるファイザー社製ワクチンの保管のため、国から各市町村へディープフリーザーが配備されることとなっており、本市には2月に2台（盛岡市立病院、岩手医科大学附属内丸メディカルセンター）、3月に1台、4月に4台、5月に6台、6月に4台、計17台の配備が予定されている。

3月以降の配備場所については、現在、各医療機関と調整を行っているところである。

【参考】

ファイザー社製ワクチンは、ディープフリーザーが設置された医療機関（基本型接種施設）に、最小流通単位として975接種分のワクチンが配送される。

(3) 接種方法等

ア ワクチンの接種順位は、次のとおり。

- ① 医療従事者等（県が対応）
- ② 高齢者（65歳以上）
- ③ 高齢者以外で基礎疾患のある者、高齢者施設従事者
- ④ それ以外の者

※妊婦や子ども（16歳未満）への接種については、安全性や有効性などから国において検討中

イ ワクチン接種は、医療機関への委託を行い実施予定。

ウ 医療機関での「個別接種」を基本とし、医療機関以外の会場（体育館等）で接種する場合であっても、行政が主体の「集団接種」ではなく、医療機関が主体の「集団的な個別接種」を想定している。

多くの人数に接種する必要があること、接種後30分程度の経過観察を行う場所の確保が必要となることなどから、接種場所は、今後委託先の医療機関と調整していく。

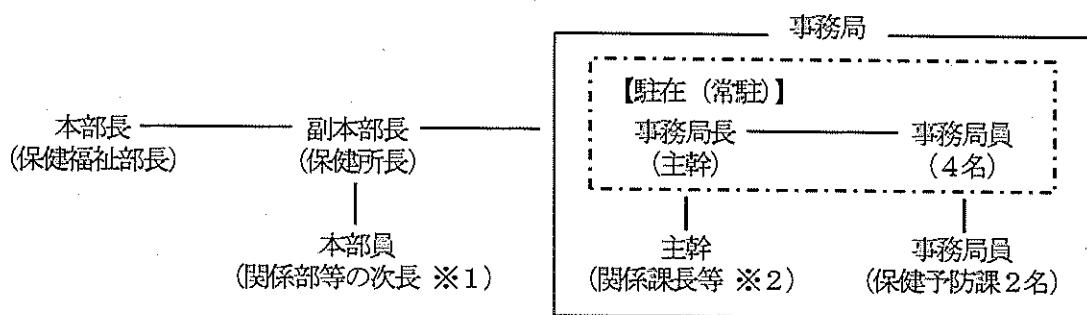
(4) 接種券（クーポン券）の発送時期

現時点において国から示されているスケジュールでは、高齢者分を3月発送、高齢者以外を4月中旬に発送できる準備をしておくこととされている。
下(3月発送による変更)

2 取組状況等

(1) 新型コロナワクチン接種実施本部の設置

令和3年2月1日、新型コロナワクチン接種実施本部を設置。本部及び事務局体制は次のとおり。



※1 総務部、市民部、保健福祉部、保健所

※2 職員課、市民登録課、地域福祉課、保健予防課

(2) 現在の取組状況

ア ワクチン接種の実施体制の構築

- ・市内医療機関へのワクチン接種委託業務の受託意向確認
- ・医療機関、市医師会との調整
- ・ディープフリーザーの設置医療機関の検討・調整
- ・医療機関以外の接種会場の検討・調整
- ・高齢者施設等の該当者調査
- ・医療従事者の優先接種の体制整備に向けての県との連携（情報共有）

イ 接種券（クーポン券）等の作成準備

- ウ 市民からの問い合わせ等に対応するためのコールセンター設置に向けた検討
- エ ワクチン接種記録管理等システム（健康カルテ）のシステム改修
- オ 国への補助金申請に伴う事務費の積算

(3) 今後の主な取組

ア ワクチン接種に係る市実施計画の検討・策定

イ ワクチン接種の実施体制の構築

- ・医療機関との委託契約
- ・医療機関以外の接種会場・必要物資の確保
- ・ワクチン接種予約システム（インターネット予約システム）の調達

ウ 接種券（クーポン券）等の印刷・発送、郵便局との調整

エ 広報・相談体制の確保

- ・接種会場等の問い合わせや予約代行に対応するコールセンターの設置
- ・市民への正しい情報の広報（制度周知、有効性や副反応等の情報提供）

オ 医療機関へのワクチンの分配、調整

カ 接種状況の把握と接種記録の管理

キ 委託先医療機関への接種費用の支払い

ク 健康被害救済